

令和5年改訂版・有機溶剤中毒予防規則に定める掲示ステッカー発注書

令和5年の改訂版

有機溶剤中毒予防規則に定める掲示 (第24条)

有機溶剤名 ()

1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類 ()
症状 ()

2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

(1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず空にする。
(2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
(3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入を避けること。
(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。

3 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

(1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
(2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
(3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
(4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生性を行うこと。

4 次の場所では有効な呼吸器用保護具を使用しなければならない

□イ. 第13条の2第1項の許可に係る作業場。
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)

□ロ. 第13条の3第1項の許可に係る作業場であって、第28条第2項の測定の結果の評価が第28条の2第1項の第1管理区分でなかった作業場及び第1管理区分を維持できないおそれがある作業場。

□ハ. 第18条の2第1項の許可に係る作業場。
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)

□ニ. 第28条の2第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場所。

□ホ. 第28条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所。

□ヘ. 第32条第1項各号に掲げる業務を行う作業場。

□ト. 第33条第1項各号に掲げる業務を行う作業場。

使用すべき呼吸器保護具

□有機ガス用防毒マスク □送風マスク
□有機ガス用防毒機能を有する電動ファン付き呼吸器保護具 □空気呼吸器 (緊急時)

●塩ビシール (ステッカー) 裏面糊付き
サイズ/A3 (W297×H420)

1枚 2,750円/税込 □枚

●上記塩ビシールに (特注)
有機溶剤名、疾病、症状等を追加印刷

1枚 4,950円/税込 □枚

送料:本州・四国 1,650円～ (九州・北海道・沖縄は別途)

社 名

所 在 地

〒 □□□-□□□□

*請求書の送付に使用しますので、必ずお知らせください。

メールアドレス

担当者名

tel
fax

お支払い方法

- 銀行振込 ● 請求書は出荷時にメールでお送りします。(振込手数料はご負担ください。)
- 代金引換 (西濃運輸) ● 請求書年月日より30日以内のお振込厳守をお願い致します。
- 代金引換 (西濃運輸) ● 代引手数料 1万円以内330円・3万円以内は440円税込
- クレジットカード決済 ● 出荷時に決済用URLをメールでお送りします。
- URLのお受け取りより7日以内の決済をお願い致します。

備 考

